

(財)自動車リサイクル促進センター調達規程

(目的)

第1条 財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「当財団」という。)は、当財団の業務遂行に伴い発生する外部機関との間の物品・役務の調達、発注及び委託等の契約にあたり、公平・透明性を確保する為、以下の規程を定める。

(契約の方式)

第2条 当財団の契約方式は、原則として競争入札に付する方式(以下「競争入札」という。)とし、次の各号の一に該当する場合は、競争入札にあたって指名をすることにより行うことができる。

- (1) 契約の性質又は目的により、競争に加わるべきものが少数であるとき。
- (2) 指名して入札を行わない場合に当財団にとって不利と認められるとき。
- (3) 前各号に規定するものの他業務の運営上、特に必要があるとき。

(随意契約)

第3条 当財団は、次の各号の一に該当する場合は、随意契約に付することができる。

- (1) 競争入札に応ずる入札がないとき、入札条件に合致したものがいないとき又は落札者が契約を締結しなかったとき。但し当初の入札条件を実質的に修正してはならない。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない特許権等の排他的権利に関する物品等の調達をする場合又は技術的な理由によって当該物品等の供給に関する競争が存在しない場合において、当該調達の相手方が特定されており、かつ他に当該物品等の供給を行うものがないとき。
- (3) 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な条件をもって契約しなければならぬおそれがあるとき。
- (4) 現に契約履行中の調達物品に直接関連する契約を、現に履行中の調達先以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 運送又は保管させるとき。
- (7) 契約締結額が少額であり、競争入札に付する必要があるとき。
- (8) 前各号に規定するものの他業務の運営上、特に必要があるとき。

(競争参加資格の審査)

第4条 当財団は、競争入札への参加の申請があったときは遅滞なく当該申請者の入札参加資格の有無を審査、認定し、当該申請者に通知することとする。

(入札事項の開示)

第5条 当財団は、入札の実施にあたっては次に掲げる事項を開示する。

- (1) 入札に付する契約の内容

- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札に関する条件
- (4) 入札執行の場所・日時
- (5) その他必要な事項

(落札者の決定)

第6条 当財団は、価格その他の条件が当財団にとって最も有利な申し込みを行った入札者を落札者とする。

(細則)

第7条 理事長は、調達に関する事務取り扱いに関連する事項でこの規程に定められていないものについて別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成15年 8月28日から実施する。